

給付年金コーナー

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに納められた保険料の全額ですが、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やお子様等の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除を受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬頃に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。なお、令和3年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、令和4年の2月上旬頃に送られます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

【国税の納付はキャッシュレスで！】～金融機関等へのお出かけ不要～

令和3年10月から税務署窓口での納税は、9時から16時までの受付となっています。ご理解とご協力をお願いいたします。

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付の他、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付（源泉所得税を納めている方など頻りに納付手続をされる方にお勧め。）
- ・コンビニ納付（QRコード方式又はバーコード方式）
- ・振替納税（申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要がある方にお勧め。）
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード納付（納付額に応じた手数料がかかります。）

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、窓口に出向かずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めいたします。ぜひこの機会にご利用の開始をお願いいたします。

問合せ 秩父税務署 ☎22・4433

12月の納期

●町県民税

- 特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●国民健康保険税

- 普通徴収（第6期分）
- 特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。

●固定資産税（第3期分）

●後期高齢者医療保険料

- 普通徴収（第6期分）

●介護保険料

- 普通徴収（第6期分）

納期限は12月27日(月)です。口座振替の場合も12月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税	税務会計課課税担当	内線115
国民健康保険税	税務会計課課税担当	内線112
固定資産税	税務会計課課税担当	内線113
後期高齢者医療保険料	町民課給付担当	内線123
介護保険料	健康福祉課介護保険担当	内線128